

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 12 月 2 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600145号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600027号

## 第1 結論

平成8年3月から同年5月までの請求期間、同年10月から平成19年9月までの請求期間及び平成21年1月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成8年3月から同年5月まで  
② 平成8年10月から平成19年9月まで  
③ 平成21年1月から同年11月まで

私の両親は、平成17年頃、自宅を訪れたA市の職員を名乗る男性二人に、私の未納となっていた請求期間の国民年金保険料を納付した。請求期間の国民年金の記録が未納となっているのは納得できないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者は、請求者の父が勤務先を定年退職(平成16年6月)後の平成17年頃、未納となっていた国民年金保険料の徴収に自宅を訪れたA市の職員を名乗る男性二人に、請求者の母が時効にかかっていない2年分ぐらいの保険料を納付したと主張し、その保険料を納付したとする請求者の母は、手元にあった請求者の父の退職金から現金で納付したと主張している。

しかしながら、請求者及びその両親がA市の職員に国民年金保険料を納付したとする平成17年頃は、保険料の収納事務が市区町村から国に一元化された平成14年4月以降であることから、制度上、A市に保険料を納付することができない上、A市も同年4月以降は保険料の納付勧奨業務は行っていないと回答している。

また、請求者の母は、平成17年頃にA市の職員に国民年金保険料を納付した際に受け取った領収書は紛失してしまい、その保険料に係る確定申告についても行っていなかったと陳述していることから、平成17年頃に納付したとする保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、請求期間①、②及び③は、国に収納事務が一元化された平成14年度以降を含む期

間であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られている時期であることを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低く、合計で146か月（12年2か月）と長期間に及んで行政機関が事務処理を続けて誤ったとは考え難い上、当該期間（平成17年頃に納付したとする2年分ぐらいの国民年金保険料に係る期間を除く。）については、請求者及びその両親に具体的な保険料の納付方法等について確認したが、その説明がないことから、保険料の納付状況が不明である。

加えて、請求者の母は、平成17年当時にA市に納付していた国民健康保険税（以下「保険税」という。）について、同市に行き納付していたと陳述しているが、同市から提出された請求者の平成17年当時の世帯主（請求者の父）に係る保険税の資料により、平成16年度分（1期から8期まで）の保険税4万5,000円は、平成16年12月に請求者の自宅において世帯主の配偶者と面談し、同時期に全額納付されていることが確認でき、平成17年度分（1期から8期まで）の保険税49万2,500円は、平成17年11月に請求者の自宅において世帯主の配偶者と面談し、同時期に全額納付されていることが確認できることから、平成17年当時における保険料の納付方法について請求者の母の記憶と相違しているところ、同市は、請求者の母が平成17年頃に納付したと主張している国民年金保険料については、同市の徴収員が集金を行った平成16年度分及び17年度分の保険料と思慮される旨回答している。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間①、②及び③について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。